

久留米工業大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

久留米工業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、久留米工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、昭和 51(1976)年の開学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、平成 25(2013)年度に、「①実践的ものづくり能力を育む大学②ものづくりの楽しさを発信する大学③就職に強い大学」の三つのビジョンを定めることで社会情勢の変化に対応した使命・目的の明確化を図った。また、100号館の建設により、教育環境及び学生生活支援の質が向上し、改革に取り組む大学のイメージが可視化できるようになった。

「基準 2. 学修と教授」について

大学全体及び学科ごとに、アドミッションポリシーを定め、多様な入学者選抜方法を実施している。一部の学科で収容定員充足率が低い状況が続いているが、改善の方向性が見えつつある。

ラーニング・コモンズにおける自学自習の支援、TA(Teaching Assistant)制度の活用、出席不良学生に対するケアなど、教職協働のもとで、適切に対応している。また、キャリア形成に関する科目を多く用意し、教職協働による就職支援の充実と相まって、高い就職率に結びついている。学生生活の支援策としては、大学独自の奨学金制度を充実させている。

教育成果の検証については、学生による授業評価アンケートとフィードバック、教員相互の授業公開等が適切になされている。また、教員評価制度は具体的項目を提示し定量的になされている。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

中期事業計画や更に具体的な目標を定めた実施計画書を策定し、大学の使命・目的の実現に向けて継続的な努力がなされている。

学長を補佐する体制として、副学長及び3人の学長補佐を置き、大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップが発揮できる体制を確立している。

経営戦略会議を設置し、加えて情報連絡会を設けるなど、学校法人全体での情報共有が適切になされている。また、業務改善提案制度等によるボトムアップも図られている。

学校法人の決算は、平成 25(2013)年度まで5年連続支出超過が続いていたが、改善努力がされ、平成 26(2014)年度は収入超過に好転した。大学単独の決算では、超過額が減少しているもののいまだ支出超過が続いているため、「収支改善計画書」を策定し改善に向けて取り組んでいる。学校法人の会計処理は、適正に行われている。監査は公認会計士による会計監査に加え、法人監事による年2回の定時監査と臨時監査が行われ、監査の結果は理事

会で報告されている。公認会計士と法人監事は、適切に連携している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「自己点検・評価委員会」を中心に教職協働のもと、自主的・自律的な自己点検・評価を継続している。また、平成 24(2012)年には、外部の学識経験者、商工会議所、教育委員会等の協力を得て、大学経営についての評価委員会である「運営懇話会」を組織しており、社会情勢の変化に対応する姿勢が整えられている。

ただし、毎年の自己点検・評価のホームページ上での公開は概要に限られている。また、外部評価受審年度以外の「自己点検・評価報告書」の全文は公開されておらず、改善の余地がある。

総じて、18 歳人口が減少する厳しい社会環境のもと、久留米市をはじめとする地域社会及び自動車工業など地元産業界と連携をとり、地域に根差した工業大学として、地元から愛されている。また、各学科のカリキュラムポリシーに基づいて、具体的な人材養成目的を提示した教育課程が編成され、優れた技術者を継続的に送り出していることは評価できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

昭和 41(1966)年、久留米工業学園短期大学として創立し、昭和 51(1976)年には工学部 3 学科で大学開学。現在は、工学部 5 学科、大学院工学研究科修士課程 3 専攻に発展した。学校法人創立以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、それを実現するために「知・情・意」すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としており、使命・目的及び教育目的の意味・内容は具体的であり、簡潔に明文化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は教育基本法等にのっとり学則に明記されている。

平成 25(2013)年度からの 3 か年計画において、建学の精神を踏まえ、「①実践的ものづくり能力を育む大学②ものづくりの楽しさを発信する大学③就職に強い大学」の三つのビジョンを設定したことは、大学を取巻く社会情勢の変化に対応した施策であり、工業大学としての個性・特色が明示されている。

工学部 5 学科のうち、機械システム工学科、交通機械工学科、建築・設備工学科、情報ネットワーク工学科は実践的技術者の養成、教育創造工学科は理数科教員の養成を目的に掲げており、具体的でわかりやすい。また、交通機械工学科では 2 級自動車整備士の資格が取得でき、建築・設備工学科では、建築設備を学べるなど独自性が見られ、高い就職率に結びついている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学則の改定等は、企画会議・教授会・大学院研究科委員会の審議を経て、理事会・評議員会で審議・承認されており、役員・教職員の理解が得られている。

建学の精神、教育理念及び教育目的等は、大学案内、学生募集要項、「久工大だより」、ホームページ、学生便覧で周知されている。

使命・目的が反映された「平成 25 年度～平成 27 年度実施計画書」により、新たなビジョンの実現に向けて教育体制の改革が進められている。

教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的を実現するために適切に整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体及び学科ごとに、アドミッションポリシーが定められ、大学案内、入学試験実施要項、ホームページ、学生便覧等、さまざまな媒体を通じて周知が図られている。

大学及び各学科のアドミッションポリシーに沿った入学者を獲得するために、AO 入試・各種推薦入試・一般入試・センター利用入試等、多様な選抜方法を実施している。

入学者数の確保に関しては、一部の学科で収容定員充足率が低い状況が続いているが、交通機械工学科ではコース制の再編を検討するなど改善の方向性も見えつつある。

【改善を要する点】

○建築・設備工学科において、収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているので方策を検討するなど改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学科及び大学院専攻ごとにカリキュラムポリシーを定め、それに沿って系統的な教育課程が編成されている。

教育課程表などは学生便覧やホームページに掲載され、周知されている。また、シラバスについては学生にわかりやすいよう整備されている。履修登録単位数の上限設定は概ね適切である。

教育課程は共通教育科目と専門教育科目に大別され、後者は更に学科共通・コース専門・他学科連携の 3 系統の科目で編成され、各学科の教育研究の目的に沿った学修の道筋を提示している。リメディアル教育・就業指導・地域連携などの分野で特色ある科目を配置し、各種の FD(Faculty Development)活動に基づいて教授方法の工夫・開発への取組みが活発

に行われている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会、「ラーニングコモンズ専門委員会」、学生サービス課等を中心に、教員と職員が協働して、学修及び授業を支援する多様な仕組みが整備されており、学科ごとの取組みも含め適切に運営されている。

新入生に対するきめ細かな履修指導、自学自習を促すラーニング・コモンズの運営、オフィスアワーの全学的な実施、教育活動支援のための TA 制度の活用、各学科における出席不良学生や休学者に対する指導など、教員と事務組織が連携を図りながら適切に対応している姿勢が認められる。

授業評価や学生生活満足度調査のアンケート等を通じて、学生の意見をくみ上げる仕組みがあり、その結果を各委員会で検討し、学修・授業支援の改善に役立てている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び履修規則に明確に示され、厳格に運用されている。卒業判定は学位授与方針に基づいて厳正に行われ、学則に定める手続きを経て認定している。

シラバスには、授業の概要、到達目標、講義内容、準備学習の内容、成績評価方法等が適切に示されている。これらの記載内容は、チェックシートを活用し、シラバス委員会で定期的に点検している。

学則で規定した成績評価基準のもとで GPA(Grade Point Average)評価を導入し、学修指導等に活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就業力や自主活動の育成、就業指導・就業体験（インターンシップ）など、キャリア形成に関連する科目が共通教育・専門教育を通して多様な形で用意され、地域連携への活動も含めて、充実した就職支援の体制が整備され、適切に運用されている。

就職支援体制については、教学組織の進路担当教員と事務組織の「キャリアサポートセンター」が緊密に連携し、学生の就職・進学を支援する体制を整えている。

「キャリアサポートセンター」では、「キャリア教育指導専門委員」が「地域連携推進室」と連携して進路開拓やインターンシップを支援し、また「学生厚生委員会」と連携して資格取得支援に携わるなど、広範な支援活動を展開している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生による授業評価アンケートとそれに対するフィードバックを通じて、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。また、ラーニング・コモンズにおける個別の学生指導等、さまざまな学修指導が実施されている。授業評価アンケートの回収率は、出席学生については極めて高く、フィードバックコメントについては全教員の協力が得られている。また年1回、教員相互の授業公開を実施しているなどの工夫が見られる。教育方法や内容についての評価結果は、現在、各教員に通知し各自が工夫する状況となっているが、内容の公開も今後の課題としている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活安定化の支援として充実した奨学金制度がある。また、図書館、ラーニング・コモンズ、ものづくりセンター等、さまざまな学生サービス施設が用意されている。加えて、学食での安価な朝食の提供がされている。学生の意見収集については学生サービス課カウンターがあり、アンケートがとられている。学生相談については、常在する担当スタ

ップや大学院生のサポートがあり、学生が気軽に相談できる体制となっている。

【優れた点】

○女子学生を対象とした奨学金等、多様な奨学金制度が充実しており評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員は設置基準上必要な人数が確保され、教育目的及び課程に即して適切に配置されている。教員の採用は、「久留米工業大学教員選考基準」に定められ、公募により行われている。教員の昇任等のための教員評価制度については具体的かつ定量的になされており、社会貢献領域も評価に反映されている。また、全学を対象とした FD 研修会を開催している。

教養教育は、人文社会・自然科学・言語・保健体育の 4 系統に区分し教務担当の委員会で審議が行われている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地及び校舎面積は設置基準を満たしており、3 号館については耐震基準を満たすよう全面改修工事が行われた。加えて、1 号館、2 号館を解体し新たに 100 号館が建設された。また、100 号館の建設により、ラーニング・コモンズや学生ラウンジ等の学生支援のための設備も用意され学生の便宜を図っている。

クラスサイズについては、能力別によるクラス編制を行うなど、科目の特性に合わせて適切に管理されている。授業の開講状況など日常的な情報はホームページで通知されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

「学校法人久留米工業大学寄附行為」第3条及び「久留米工業大学学則」第1条において教育基本法及び学校教育法の定めに従い学校教育を行うことを定め、建学の精神を実践するために必要な教育理念・ビジョンを明確化している。

3か年の具体的な目標を定めた「平成25年度～平成27年度実施計画書」を策定し、毎年度目標達成状況のチェック、見直しを行い、使命・目的の実現に向けて継続的な努力が行われている。

太陽光発電や自然エネルギーを活用した空調設備導入など環境への配慮がされており、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」を整備し教職員を対象としたハラスメントの防止・対応に関する研修会の実施、「久留米工業大学危機管理規程」を定め「危機管理マニュアル」を新入生へ配付するなど人権・安全への配慮が行われている。

教育情報・財務情報は、ホームページで公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会の運営は、「学校法人久留米工業大学寄附行為」及び「学校法人久留米工業大学理事会規則」に定められている。理事の選任は寄附行為に基づいて行われている。理事会は定期的開催されており理事の出席状況も良好である。理事長、常務理事及び担当理事を構成員とする常任理事会を設け、法人の日常的な業務の決定や緊急時の業務の決定など、意思決定を機動的に行える体制を整えている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長のもとに、経営戦略及び管理運営の立案を行う企画会議、教育研究や管理運営に関する事項を審議する学科長会議、大学・大学院の重要事項を審議する教授会・大学院研究科委員会を設置し、教授会の下部組織として管理運営のための各種委員会を設置するなど、大学の意思決定を行うための組織を整備している。

学長は、理事、評議員として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参加している。また、副学長及び3人の学長補佐を置き、学長が大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会機能と業務執行の円滑化を図るため常任理事会を設け、常任理事会のもとに、各学校の事務長、次長級及び法人本部の次長、課長級を構成員とし、各学校及び学校法人の全体の課題に取り組む経営戦略会議を設置している。また、学校法人内の各学校の情報を共有化するための教職員専用のホームページや中堅職員による「情報連絡会」を設けるなど、学校法人全体のコミュニケーションを円滑にする体制が整えられている。

学校法人の業務及び財産の状況の監査を行う監事は年2回の監査を実施し、理事会及び評議員会において監査事項及び指摘事項を報告している。

業務改善提案制度を設け、提案された事項は、経営戦略会議で審議し改善に取り組むなど、ボトムアップを図る体制を整備している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則」により、法人本部と大学の事務組織体制及び職務分掌が定められ、業務の組織的・効率的な運営・管理が行える体制となっている。

職員の資質・能力向上のため、学内での研修会の開催、新人・中堅職員及び管理職向けの通信教育の受講、「高等教育コンソーシアム久留米」や外部機関開催の学外研修会への参加などの機会を設けている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学校法人全体として、大学のほか、高等学校、専門学校、収益事業として自動車学校を有している。学校法人全体の帰属収支は、平成 25(2013)年度までは 5 年連続支出超過が続いていたが、この間に「中期事業計画(平成 23~27 年度)」「実施計画(平成 25~27 年度)」を策定し、財務状況を勘案しながら計画の実施を図り、平成 26(2014)年度決算では収入超過に好転した。大学単独の決算においては、超過額の減少が見られるものの引続き支出超過が続いている。このような状況に鑑み、大学では平成 27(2015)年度から平成 29(2017)年度までの 3 年間の具体的な数値目標を定めた「収支改善計画書」を平成 27(2015)年 3 月に策定し、収支バランスの改善、向上に努める取組みをスタートさせた。

【参考意見】

○大学において収支バランスが均衡するよう「収支改善計画書」に基づいた取組みが遂行されることが望まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人の会計処理は、学校法人会計基準、経理規則、「経理規則取扱細則」「授業料等徴収並びに育英に関する規則」「固定資産及び物品調達管理規程」等会計関係諸規則に基づいて適正に行われている。監査は公認会計士による会計監査に加え、法人監事による年 2 回の定時監査（期中の業務監査、期末の決算監査）と臨時監査が行われ、監査の結果は理事会で報告されている。公認会計士と法人監事は、例年の監査開始前に意見交換を行うほか、監事の期末監査に公認会計士が同席し意見を述べ、また、公認会計士の監査報告には監事が同席するなど、連携が図られている。法人本部監査室では、内部監査規程に基づいて日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、法人監事に対しての資料の作成・提供等を行っており、法人監事との連携が図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学学則第 2 条で、「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めるとともに、「久留米工業大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を中心とした教職協働の体制で、自主的・自律的な自己点検・評価が毎年定期的に行われている。また、この自己点検・評価が自己満足で終わることがないように、平成 24(2012)年には、外部の学識経験者、商工会議所、教育委員会等の協力を得て、大学経営についての評価委員会である「運営懇話会」を組織し、問題となっている課題について意見を伺うなど、常に外部からの評価も意識した体制が整えられている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のためのデータは、それぞれの業務の担当部署が収集し、学務システムにおいて集約・管理され、学内で共有され自己点検・評価に活用されている。また、このデータは、教育情報としてホームページを通して公開されるだけでなく、学内の諸課題の検討に必要な場合は各委員会に提供され、そこで分析・検討されている。

毎年の自己点検・評価結果については、「自己点検・評価委員会」を通じて学内での共有が図られるとともに、ホームページ上にも公開されている。また、認証評価を含む外部評価に関わる自己点検・評価の結果についてもホームページを通して公開し、学内での情報共有とともに社会へも公表されている。

【参考意見】

○自己点検・評価の概要がホームページで公開されているだけなので、「自己点検・評価報告書」を公開することが望まれる。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

学則にのっとり、毎年、自己点検・評価活動が行われ、その結果は自己点検・評価報告書にまとめられている。その中で指摘された課題については、担当の委員会やそれぞれの学科・専攻において、改善、向上を図る対策が検討されている。ここからの対応策については、「自己点検・評価委員会」や学科長会議で審議されており、その内容、経過・状況等は、教員には学科会議や教授会等を通じて、また、職員には課長会議を通じて周知・報告されており、全教職員が共有できる仕組みが構築されている。このように自己点検・評価が全教職員共有の問題として位置付けられており、また、自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

学内に地域連携センターを置き、地域のニーズに合わせた共同研究を、学科を超えた体制で行っている。具体的な活動は、各種地域連携活動である「高等教育コンソーシアム久留米」、市民向け講座、小中学校向け公開講座、高等学校への出張講義、「産学官連携産業人材育成事業」「産学交流会」のほか、学外有識者を交えて地域の研究需要を議論する「久留米工業大学運営懇話会」がこれまで 2 回開催されている。このような地域社会との連携、自動車工業などの地元産業との連携、更に一般向けの公開講座及び出張講義などにより、人的資源を地域社会へ提供するとともに、地元企業をはじめとする高い就職率を実現しているなど工学系大学としての地域への使命を果たしている。また、これらの活動を通じ、共同研究には至らないものの、インターンシップの拡充等の成果につながっている。これらの活動の成果が、極めて高い就職率に結びつくなど、地方に根付く単科大学としては大きな役割を果たしている。これはまた、大学のポリシーである「人間味豊かな産業人の育成」が実践されている証であり、評価できる。このように大学の持つ資源を地域に公開し、さらに地域からフィードバックを得ることで、地域における大学のミッションを果たすための努力がなされている。